

公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画

I 基本的事項

1 団体の概要

団体名	沖縄県那覇市	国調人口(H17. 10. 1現在)	312,393
構成団体名		職員数(H22. 4. 1現在)	2,081
		健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上
		計画期間:	

- 注1 団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 2 「職員数」欄は、普通会計において一般職に属する常勤の職員（地方公務員法第3条3項の特別職を除く。）について、平成22年4月1日現在で記入すること。ただし、教育長及び4月1日付け退職者は除くこと。
- 3 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率が財政再生基準又は早期健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画又は財政健全化計画の計画期間を併せて記入すること。

2 財政指標等

財政力指数	0.77 (H21年度)	標準財政規模 (百万円)	57,720 (H21年度)
財政力指数 (臨時債償還前)	(年度)	地方債現在高 (百万円)	151,820 (H21年度)
実質公債費比率 (%)	15.1 (H21年度)	うち普通会計債現在高 (百万円)	126,994 (H21年度)
経常収支比率 (%)	92.4 (H20年度)	うち公営企業債現在高 (百万円)	24,826 (H21年度)
実質収支比率 (%)	3.8 (H21年度)	積立金現在高 (百万円)	14,267 (H21年度)
将来負担比率	151.7 (H20年度)		

- 注1 財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。
- なお、一部事務組合等に係る財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査における年度）を混在して使用することがないように留意すること。
- 3 財政力指数（臨時債償還前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債償還前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

☐ 新法による合併市町村、合併予定市町村の合併市町村基本計画の要旨 ☐ 旧法による合併市町村の市町村建設計画の要旨 ☒ 該当なし
--

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 □にレを付けた上で、当該市町村合併に伴い実施（予定）の行革の内容等の要旨を記入すること。また、要旨については、別紙としても差し支えないこと。

4 財政健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	那覇市財政健全化計画
計 画 期 間	平成22年度～平成26年度
既 存 計 画 と の 関 係	平成22年度那覇市中中期財政計画（平成22年度～平成26年度） 第2次那覇市定員適正化計画（平成17年度～平成25年度）
公 表 の 方 法 等	平成23年3月までにホームページに掲載する。
基 本 方 針	1. 財源確保と歳入規模に応じた財政運営 2. 徹底的な行財政改革の推進 3. 財政情報の積極的な開示

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	旧運用部：年利6.5%以上 7%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 7%未満	旧簡保：年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	25,167.4	37,891.5	158,626.1	0.0	221,685.0
	補償金免除額	2,830.8	3,937.3	27,442.6		34,210.7
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	248,303.1	360,633.5	957,741.9	0.0	1,566,678.5
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		8,476.6			8,476.6

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
普通会計債	学校教育施設等整備事業	25,167.4			25,167.4
	公営住宅建設事業		37,891.5		37,891.5
小 計 (A)		25,167.4	37,891.5		63,058.9
出一般債等計	病院事業			158,626.1	158,626.1
小 計 (B)				158,626.1	158,626.1
合 計 (A)+(B)		25,167.4	37,891.5	158,626.1	221,685.0

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
普通会計債	学校教育施設等整備事業	243,767.9	335,768.8	957,741.9	1,537,278.6
	公営住宅建設事業	4,535.2	24,864.7		29,399.9
小 計 (A)		248,303.1	360,633.5	957,741.9	1,566,678.5
出一般債等計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)		248,303.1	360,633.5	957,741.9	1,566,678.5

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
普通会計債	公営住宅建設事業		6,743.3		6,743.3
	臨時地方道整備事業		1,733.3		1,733.3
小 計 (A)			8,476.6		8,476.6
出一般債等計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)			8,476.6		8,476.6

注1 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

2 公営企業債のうち、当該地方公共団体の一般会計が負担するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）については、「一般会計出資債等」欄に記入すること。

Ⅱ 財政状況の分析

区 分	内 容												
財 務 上 の 特 徴	平成17年度の国勢調査によると、本市の人口は312,393人、第一次産業0.7%、第二次産業11.7%、第三次産業87.6%となっており、類似団体区分は「Ⅳ-3」である。 平成17年度から平成21年度までの過去5年間の普通会計の歳入歳出決算総額の推移をみると、歳入で概ね1,032億円から1,243億円、歳出で1,016億円から1,206億円となっている。 歳入は、市税が平成20年度までは堅調に伸びていたが、平成21年度においては、景気悪化の影響により法人市民税等の減少により前年度より約4億8千万円の減少となった。地方交付税については、平成17年度以降、概ね115億円前後で推移している。 歳出は、義務的経費の扶助費において平成17年度の約253億円から平成21年度においては321億円と著しく伸び、今後も増加傾向が続くものとみられる。 平成21年度（平成20年度決算）における実質公債費比率は、15.1%で、類似団体平均7.9%に比べ約2倍となっている。本市の類似団体と比較した財政指標（平成20年度）は、次のとおりである。 <table><tr><td>・経常収支比率</td><td>： 那覇市（92.4%）</td><td>類似団体平均（91.7%）</td></tr><tr><td>・財政力指数</td><td>： 那覇市（0.769%）</td><td>類似団体平均（1.034%）</td></tr><tr><td>・実質公債費比率</td><td>： 那覇市（15.1%）</td><td>類似団体平均（7.9%）</td></tr><tr><td>・将来負担比率</td><td>： 那覇市（151.7%）</td><td>類似団体平均（61.0%）</td></tr></table>	・経常収支比率	： 那覇市（92.4%）	類似団体平均（91.7%）	・財政力指数	： 那覇市（0.769%）	類似団体平均（1.034%）	・実質公債費比率	： 那覇市（15.1%）	類似団体平均（7.9%）	・将来負担比率	： 那覇市（151.7%）	類似団体平均（61.0%）
・経常収支比率	： 那覇市（92.4%）	類似団体平均（91.7%）											
・財政力指数	： 那覇市（0.769%）	類似団体平均（1.034%）											
・実質公債費比率	： 那覇市（15.1%）	類似団体平均（7.9%）											
・将来負担比率	： 那覇市（151.7%）	類似団体平均（61.0%）											
財 政 運 営 課 題	課 題 ① 市税収入の確保 平成20年度決算において、本市の歳入全体に占める市税の割合は31.4%であり、類似団体平均の54.8%を大きく下回っている。 徴収率は、91.7%で類似団体平均は、93.6%で、1.9%低い状況である。近年の景気低迷による減収が見込まれる中、財政運営を安定的・継続的に行うため、市税収入の確保は最大の課題であり、効率的な収納事務と滞納整理を強化することが必要である。そのため平成20年9月より「納税催告センター」を設置しており、これまで以上に徴収率の向上に努める。												
	課 題 ② 人件費の抑制 平成17年4月1日から平成22年4月1日までの間に4.6%以上の削減を目標とした「第2次那覇市経営改革アクションプラン（集中改革プランを含む）」（平成17年度～平成21年度）を策定したが、行財政環境の急激な変化や団塊世代の大量退職に対応するため、さらに「第2次那覇市定員適正化計画」（平成19年度～平成25年度）を平成19年10月に策定し実施することで人件費の抑制を図っていく。												
	課 題 ③ 市債発行の抑制と市債残高の削減 老朽化した公共施設等については、平成23年度まで適用される「沖縄振興計画」の高率補助制度の活用を念頭におき、計画的に実施する必要があるが、しかし、平成26年度に公債費のピークを迎え、実質公債費比率が16.0%となることが見込まれていることから、事業を厳選し公債費の抑制に努めていく必要がある。												
	課 題 ④ 使用料・手数料の適正化 受益者負担の観点などの「受益者負担の適正化に関する指針」（平成19年10月策定）に基づき、施設使用料について、使用料の改定や新たな導入などにより恒常的収入を確保していく必要がある。												
	課 題 ⑤ 歳入の確保 自主財源の乏しい本市にとって、可能な限り歳入確保の努力が必要である。平成22年4月に供用開始した市営野球場及び屋内練習場にネーミングライツ（命名権）方式を導入し歳入の確保に努める。												
	課 題 ⑥ 公有財産の売却 売却可能資産については、市の保有土地を積極的に売却する。特に老朽化した市営住宅の建て替えにおいては、市営住宅を高層化することにより生じる余剰地を民間活用用地として売却し公有財産の有効活用を図る必要がある。												
留 意 事 項													

注1 「財務上の特徴」欄は、人口や産業構造、財政構造や地域特性等を踏まえて記載すること。また、財政指標等について、経年推移や類似団体との水準比較などをし、各自工夫の上説明すること。

2 「財政運営課題」欄は、税収入の確保、給与水準・定員管理の適正合理化、公債負担の健全化、公営企業繰出金の適正運用、地方公社・第三セクターの適正な運営等、団体が認識する財政運営上の課題及びその具体的施策について、優先度の高いものから順に記入する。また、財政運営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「財政運営課題」で取り上げた項目の他に、財政運営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の財政状況の見通し

(単位：百万円)

区 分	平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前2年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方税	34,684	36,459	38,794	39,620	39,139	39,006	39,289	38,777	39,262	39,770
地方譲与税等	5,410	6,151	4,527	4,193	4,242	4,139	4,139	4,139	4,139	4,139
地方特例交付金	1,179	1,042	330	428	423	408	408	408	408	408
地方交付税	11,296	11,470	11,043	11,292	11,762	12,164	12,088	12,525	12,396	12,318
小計（一般財源計）	52,569	55,122	54,694	55,533	55,566	55,717	55,924	55,849	56,205	56,635
分担金・負担金	963	1,126	1,074	1,174	1,208	1,325	1,404	1,452	1,471	1,471
使用料・手数料	3,284	2,943	2,871	2,869	2,881	2,916	2,861	2,842	2,839	2,842
国庫支出金	22,504	22,379	26,634	33,810	30,959	34,281	35,207	36,143	37,169	36,842
うち普通建設事業に係るもの	6,031	6,166	9,606	11,433	10,550	11,658	10,261	10,406	10,040	9,054
都道府県支出金	4,432	4,932	5,794	6,041	6,615	8,293	7,113	6,735	6,839	6,752
うち普通建設事業に係るもの	21	33	30	7	227	112	68	36	22	22
財産収入	552	1,156	7,616	449	1,120	1,058	713	1,311	729	537
寄附金	53	35	32	27	26	21	21	21	21	21
繰入金	4,000	2,852	3,128	4,214	4,209	2,633	2,131	3,322	1,528	1,617
繰越金	1,963	1,571	2,605	2,015	6,891	800	800	800	800	800
諸収入	1,414	3,124	2,065	6,069	3,667	3,909	1,327	2,155	1,307	1,401
うち特別会計からの貸付金返済額	0	0	0	0	0	55	55	55	55	55
うち公社・三抄からの貸付金返済額	291	1,774	351	4,890	2,430	365	360	356	371	447
地方債	11,422	7,176	10,157	14,100	11,148	17,102	13,244	12,297	8,616	8,845
特別区財政調整交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳 入 合 計	103,156	102,416	116,670	126,301	124,290	128,055	120,745	122,927	117,524	117,763
人件費 a	19,997	20,404	20,662	19,789	19,475	19,091	18,735	18,640	17,684	16,434
うち職員給	13,932	13,636	13,152	12,634	12,073	14,587	14,334	13,997	13,549	13,268
物件費 b	9,370	7,363	8,776	8,680	9,993	10,746	10,296	9,483	9,474	9,703
維持補修費 c	859	2,036	726	705	751	751	751	751	740	740
a + b + c = d	30,226	29,803	30,164	29,174	30,219	30,588	29,782	28,874	27,898	26,877
扶助費	25,321	27,137	29,194	30,223	32,089	38,106	40,407	41,656	42,875	44,070
補助費等	5,769	6,591	5,990	9,977	13,118	8,898	6,520	6,455	6,681	6,409
うち公営企業(法通)に対するもの	1,994	2,012	2,026	706	682	1,194	1,194	1,194	1,194	1,194
普通建設事業費	17,931	13,103	21,146	27,415	22,026	26,667	22,256	21,995	16,902	16,728
うち補助事業費	8,604	8,622	14,952	17,318	15,422	19,323	16,697	16,718	15,118	14,155
うち単独事業費	9,327	4,481	6,194	10,097	6,604	7,344	5,559	5,277	1,784	2,573
災害復旧事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
失業対策事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債費	11,598	11,613	15,835	12,193	11,671	11,736	11,801	12,429	12,935	13,806
うち元金償還分	8,641	8,783	13,139	9,639	9,200	9,220	9,447	10,114	10,652	11,605
積立金	2,960	2,017	4,150	929	1,697	2,185	784	2,193	818	406
貸付金	82	1,373	82	862	547	694	273	343	357	340
うち特別会計への貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち公社・三抄への貸付金	0	1,313	0	600	145	304	7	3	0	0
繰出金	7,691	8,168	8,088	8,623	9,206	9,110	8,851	8,911	8,987	9,056
うち公営企業(法非通)に対するもの	160	200	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	7	6	6	14	21	71	71	71	71	71
歳 出 合 計	101,585	99,811	114,655	119,410	120,594	128,055	120,745	122,927	117,524	117,763

【財政指標等】

(単位：百万円、人)

区 分	平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前2年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
形式収支	1,571	2,605	2,015	6,891	3,697	0	0	0	0	0
実質収支	1,101	1,731	1,561	1,259	2,184	0	0	0	0	0
標準財政規模	51,428	53,256	54,192	56,646	57,720	58,712	58,073	57,474	57,322	57,307
財政力指数	0.73	0.75	0.76	0.77	0.77	0.76	0.75	0.74	0.74	0.74
実質赤字比率 (%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
経常収支比率 (%)	88.2	88.8	92.3	92.4	91.8	90.3	88.4	91.3	90.6	90.1
実質公債費比率 (%)	—	14.7	14.9	15.1	14.7	13.9	13.4	13.8	14.8	16.0
地方債現在高	125,175	123,568	120,586	125,047	126,994	134,327	138,124	140,308	138,272	135,513
積立金現在高	18,732	18,073	19,537	16,400	14,267	13,743	12,379	11,264	10,562	9,360
財政調整基金	2,660	3,047	3,047	3,219	3,108	4,530	4,286	3,814	2,694	1,348
減債基金	2,642	2,942	2,672	2,683	2,381	2,190	2,198	2,206	2,215	2,223
その他特定目的基金	13,430	12,084	13,818	10,498	8,778	7,023	5,895	5,244	5,653	5,789
職員数	2,244	2,212	2,182	2,129	2,081	2,039	1,998	1,998	1,998	1,998

注 実質公債費比率は、平成21年度（平成18年度から平成20年度までの3か年平均）の数値を基準年度とした場合は平成20年度欄に、平成22年度（平成19年度から平成21年度までの3か年平均）の数値を基準年度とした場合は平成21年度欄に、それぞれ記入すること。

IV 行政改革に関する施策

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
1 合併予定市町村等にあつてはその予定とこれに伴う行革内容		現時点で合併の予定なし。
2 経常経費の見直し		
○ 定員管理	②	平成17年4月1日から平成22年4月1日までの間に4.6%以上の削減を目標とした「第2次那覇市経営改革アクションプラン(集中改革プランを含む)」(平成17年度～平成21年度)を策定したが、行財政環境の急激な変化や団塊世代の大量退職に対応するため、さらに「第2次那覇市定員適正化計画」(平成19年度～平成25年度)を平成19年10月に策定し実施中である。 同計画における平成17年4月1日から平成26年4月1日までの職員の削減目標数は355人(企業会計分を含み、独法化した市立病院を除く。)、13.9%となっている。 平成22年4月1日現在の削減数は、186人(7.3%)で、普通会計は職員数2,244人から2,081人へと、163人(7.3%)の減となっている。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		給与構造については、平成18年4月1日に、基本的に国家公務員の給与構造改革を踏まえて見直しを行った。平成22年度より、行政職給料表の3級、4級にあった号給の継ぎ足しを廃止。 新規採用職員の採用前経験年数で5年を超える部分については、原則15月で除して号給数に換算しているが、平成20年度より18月に見直した。 持ち家に係る住居手当については、平成20年度より、沖縄県に準じて月額3,000円から2,500円へと変更した。 地域手当については、国家公務員基準に準じている。
◇ 技能労務職員の給与のあり方		技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針について策定し、平成20年3月末に公表した。それに基づき、平成22年度より3級、4級にあった号給の継ぎ足しを廃止した。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		退職時特別昇給については、平成16年12月1日全部廃止。
◇ 福利厚生事業のあり方		市が実施する福利厚生に係る事業内容及び条例で設置した独自互助会への市の負担金率や、市負担金を財源とする独自互助会福利厚生事業の内容については、平成16年度分から、人事公表(人事行政の運営等の状況)の一部として、市公報及び市ホームページに、翌年度の8月に掲載している。また、独自互助会への市の負担金率については平成18年度に見直しを行い、職員の給料総額の1000分の7から1000分の6に改正した。平成22年度中に独自互助会のあり方について検討を行ない、方針を定める。
○ 物件費、維持補修費等の見直し		平成17年度より、当初予算編成の段階で、賃金及び債務負担行為に係る経費以外の物件費について減額を行った。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		「外部委託の推進に関する指針」(平成17年5月策定)により、用地取得補償交渉業務、市営住宅滞納家賃回収業務、学校給食単独校調理業務等の外部委託を推進しており、単独校調理業務については22箇所中5箇所実施済み。20年度は、給与計算事務及び市税滞納催告事務を業務委託した。今後、給食センター1ヶ所を廃止し、4ヶ所の小規模給食センターを学校内に設置して民間委託へ移行する。 指定管理者制度については、「指定管理者制度導入に関する指針」(平成17年5月策定)に基づき導入を進めており、平成22年4月1日現在で45施設が導入済み(自治公民館9ヶ所を含む)となっている。 また、保育所については19施設(平成17年4月1日現在)のうち1施設に指定管理者制度を導入。7施設を民営化しており、平成22年度末にはさらに1施設を民営化する予定。
○ その他		

Ⅳ 行政改革に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
3 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保	① ⑥	地方税の徴収率は、平成20年度決算で、91.7%であり、類似団体にの93.6%に比べ、1.9%低い状況である。平成21年度は91.7%で前年度と同率であるが、これは、景気低迷によるものと考えられる。景気低迷による影響は今後もしばらく影響していくものと思われるが、引き続き、課税客体の的確な把握に努める。平成20年9月から設置した「納税催告センター」を有効的に運用し、効率的な収納事務と滞納整理を強化し徴収率の向上に努める。 売却可能資産については、市の保有土地を積極的に売却する。特に老朽化した市営住宅の建て替えにおいては、市営住宅を高層化することにより生じる余剰地を民間活用地として売却している。
4 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進		土地開発公社については経営健全化計画を着実に実施し、平成22年7月30日にて公社保有土地をすべて売却。同時に那覇市からの借入金を返済完了した。現在、公社については、休眠手続き等を含め検討中である。 那覇市立病院（昭和55年開院、病床数470床）については、平成20年4月1日に地方独立行政法人へ移行した。
5 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 行政改革や財政状況に関する情報公開		
◇ 給与及び定員管理の状況の公表		給与の状況については、平成17年8月29日付け総行給第103号総務事務次官通知に基づき、市のホームページ上で毎年3月に公開している。市の広報紙においても「市職員の給与・職員数のあらまし」として毎年10月頃給与・定員状況の公表を行っている。
◇ 財政情報の開示		一般会計、特別会計及び公営企業会計の歳入及び歳出の状況、財産の状況、一時借入金現在額及び市債残高等を、4月1日から9月30日までの上半期については12月に、10月1日から3月31日までの下半期については6月に、那覇市公報に毎年掲載し公表している。また、一般会計決算及び特別会計決算の概要について、市の広報紙に掲載し公表している（例年9月号）。
○ 行政評価の導入		平成14年度から予算事業を対象にした事務事業評価を実施したが、評価結果の具体的な活用、評価作業への職員の負担感及び外部評価の取り扱い等について制度上の課題があった。 平成19年度に緊急行財政改革運動による事務事業の見直しを実施したこと、及び、これまでの課題を整理する必要があったことなどから、平成20年度以後は事務事業評価制度を中止している。 平成20年度から事業の評価結果を予算編成等に活用できる制度の構築を目指し、行革担当、財政担当、実施計画担当者等で構成する行政評価再構築検討チームを立ち上げて検討を進めている。
6 その他	④ ⑤	「受益者負担の適正化に関する指針」（平成19年10月策定）に基づき、平成22年に施設使用料を、公民館等3施設で新設、パレット市民劇場等12施設で改定を実施し、また、施設駐車場への職員自家用車等の駐車に対して、使用料を徴収する。 平成22年度に完成した市営野球場及び屋内練習場にネーミングライツ（命名権）方式を導入し歳入の確保に努める。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

- 今後行う行政改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている団体については、更なる行政改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する団体については、計画前5年間に取り組んできた行政改革に関する施策についても記入すること。
- 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う行政改革推進効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 財政状況が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態であっても、財政状況を良好な状態に維持するため又は更なる財政健全化のために講じることとしている歳入確保策・歳出削減策等があれば、当該施策を記入すること。
- 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う行政改革推進効果【延長計画策定団体】

1 主な課題と取組及び目標

課 題	取 組 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	平成17年4月1日から平成22年4月1日までの間に4.6%以上の削減を目標とした「第2次那覇市経営改革アクションプラン(集中改革プランを含む)」(平成17年度～平成21年度)を策定したが、行財政環境の急激な変化や団塊世代の大量退職に対応するため、さらに「第2次那覇市定員適正化計画」(平成19年度～平成25年度)を平成19年10月に策定し実施中である。
2 公債費負担の健全化(地方債発行の抑制等)	本市の特殊事情として、沖縄の戦後処理の一環である「米買収道路用地取得事業」や「小・中学校の借用地取得事業」がある。また、老朽化した学校教育施設、市営住宅の建て替えがあり公債費負担の増加傾向にあるが、中期財政計画を毎年見直し、公債費負担の平準化と抑制を図っていく。
3 公営企業会計に対する基準外繰出しの解消	公営企業会計への繰出金については、下水道事業における汚水費用の企業債償還元金があるが、下水道事業の現状を鑑みながら調整していく。
4 使用料・手数料の適正化	「受益者負担の適正化に関する指針」(平成19年10月策定)に基づき、平成22年に施設使用料を、公民館等3施設で新設、パレット市民劇場等12施設で改定を実施し、また、施設駐車場への職員自家用車等の駐車に対して、使用料を徴収する。
5 その他(繰入の確保)	平成22年4月に供用開始した市営野球場及び屋内練習場にネーミングライツ(命名権)方式を導入し繰入の確保に努める。

注1 上記各項目には、まで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)(以下、「財政健全化法」という。)に規定する「財政健全化計画」又は「財政再生計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は財政健全化法に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標

(単位: 百万円)

区分	課 題	項 目	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画前年度)	平成20年度 (当初計画前年度)	平成21年度 (当初計画前年度)	平成22年度 (当初計画前年度)	平成23年度 (当初計画前年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画3年度)	平成25年度 (延長計画4年度)	平成26年度 (延長計画5年度)	延長計画合計
	実 費 比 率	当初計画の目標値		14.9	15.3	15.9	16.2	16.3					
		(実績値)	14.7	14.9	15.1	14.7							
		延長計画の目標値					16.2	16.3		13.8	14.8	16.0	
		当初計画の目標値		122,152	126,728	126,717	128,387	122,931					
		(実績値)	123,568	120,586	124,834	126,994				140,308	138,272	135,513	
		延長計画の目標値					134,327	138,124					
当 初 計 画 に 計 上 し た 施 策 に 関 連 す る 改 善 効 果 額	1	人件費(退職手当を除く)	17,842	17,733	17,053	16,565	15,907	15,681					
		改善効果額		109	789	1,277	1,935	2,161	6,271				
		行政管理経費(物件費・維持補修費)	9,398	9,718	9,899	9,796	9,958	9,836					
		改善効果額		△ 320	△ 501	△ 398	△ 560	△ 438	△ 2,217				
	課題①	市税	36,459	37,321	38,286	38,299	38,972	39,688					
		改善効果額		862	1,827	1,840	2,513	3,229	10,271				
	4	公有財産の売却			1,644	1,363	366	419					
		改善効果額			1,644	1,363	366	419	3,792				
	課題③	使用料・手数料	2,944	2,925	3,117	3,136	3,172	3,169					
		改善効果額		△ 19	173	192	228	225	799				
	当初計画改善効果額 合計								18,916				
	<参考>当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)								4				

延 長 計 画 に 計 上 し た 施 策 に 関 連 す る 改 善 効 果 額	課題④	受益者負担の適正化(使用料・手数料)				0	10	10		10	10	10	
		改善効果額					10	10		10	10	10	50
	課題⑤	繰入の確保(ネーミングライツ方式の導入)				0	12	12		12	0	0	
		改善効果額					12	12		12	0	0	36
		改善効果額											
		改善効果額											

2 「課題」欄については、「1 主な課題と取組及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

3 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

4 「Cのうち公営企業加算分 D」欄については、平成19年度から平成21年度までの間に当該団体の公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受け、平成22年度以降に引き続き当該公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受ける場合であって、当該公営企業会計における経営改革の改善効果額が当該公営企業会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、公営企業会計に加算できる改善効果額は、普通会計に係る改善効果額が旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る部分に限る。))。

A+B	C	86
Cのうち公営企業加算分	D	0
(Dの内訳)〇〇会計への加算額		0
〇〇会計への加算額		0
C-D		86
<参考>補償金免除額(旧資金運用部資金)		35